

## 民事裁判手続のIT化に関する検討事項4

## 1 手数料の電子納付への一本化

手数料及び手数料以外の費用の納付方法について、書面による申立てがされる場合であってやむを得ない事情があると認めるときを除き、ページによる納付の方法に一本化することで、どうか。

## 2 郵便費用の手数料への一本化

郵便費用を手数料として扱い、申立ての手数料に組み込み一本化し、郵便費用の予納の制度を廃止するものとする。どうか。

## ○中間試案第16

## 1 インターネットを用いてする申立てがされた場合における手数料等の電子納付への一本化

電子情報処理組織を用いてする申立てがされる場合には、手数料及び手数料以外の費用（3において「手数料等」という。）の納付方法について、ページによる納付の方法に一本化するものとする。

（注）第三者が裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧等を請求することができることとした場合（第12の2の(2)及び(3)参照）におけるその閲覧等その他の民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号。以下「費用法」という。）別表第二上欄に掲げる行為をインターネットを用いて請求した場合等の手数料の納付方法についても、同様に所要の整備を行うものとする。

## 2 郵便費用の手数料への一本化

郵便費用を手数料として扱い、申立ての手数料に組み込み一本化し、郵便費用の予納の制度を廃止するものとする。

（注）その具体化として、各申立ての手数料へ郵便費用をどのように組み込むかについては、現行制度の下での郵便利用の実情、システム送達の導入に伴う郵便利用の変化の見通しを踏まえて引き続き検討するものとする。また、仮にインターネットを用いた申立てと書面を用いた申立てとが併存することとなった場合（第1の1乙案及び丙案参照）に、インターネットを用いた申立てを促進する観点等から、両者の手数料の額に差異を設けてインターネットを用いた申立てに経済的インセンティブを付与することについても引き続き検討するものとする。

## 3 書面による申立てが許容される場合における手数料等の納付方法

仮に電子情報処理組織を用いてする申立てに加え、書面による申立てが一定の場合に許容されることとなった場合（第1の1参照）であっても、書面による申立てについては、手数料等の納付方法につき、やむを得ない事情があると認めるときを除き、ペイジーによる納付の方法によらなければならないものとする。

上記のやむを得ない事情があると認めるときの納付方法の規律については、現行の費用法第8条の規律を維持するものとする。

### 3 民事裁判手続のIT化に伴う訴訟費用の範囲の整理

費用法第2条所定の当事者等又は代理人が期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（同条第4号及び第5号）並びに訴状その他の申立書等の書類の作成及び提出の費用（同条第6号）について、現行の規律を維持するものとする。どうか。

#### ○中間試案第16

##### 4 民事裁判手続のIT化に伴う訴訟費用の範囲の整理等

(1) 費用法第2条所定の当事者等又は代理人が期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（同条第4号及び第5号）について、次のいずれかの案によるものとする。

##### 【甲案】

現行の規律を改め、当事者等又は代理人が期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（同条第4号及び第5号）については、当事者その他の者が負担すべき民事訴訟の費用の対象としないものとする。

##### 【乙案】

現行の規律を維持するものとする。

(2) 費用法第2条所定の訴状その他の申立書等の書類の作成及び提出の費用（同条第6号）について、次のいずれかの案によるものとする。

##### 【甲案】

現行の規律を改め、訴状その他の申立書等の書類の作成及び提出の費用（同条第6号）については、当事者その他の者が負担すべき民事訴訟の費用の対象としないものとする。

##### 【乙案】

現行の規律を維持するものとする。

(説明)

#### 1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

(1) 部会では、費用法第2条所定の当事者等又は代理人が期日に出頭するための旅

費、日当及び宿泊料（同条第4号及び第5号）について、今後、口頭弁論の期日についてウェブ会議等の方法により手続に関与することなどが幅広く行われることが見込まれ、当事者等又は代理人が所定の期日に現に出頭することは手続遂行上不可欠とはいえなくなるなどとして、当事者等又は代理人の旅費等を民事訴訟の費用の対象とせず、出えんした者の自己負担とすることが提案された。また、訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類の作成及び提出の費用（同条第6号）についても、今後、申立て、準備書面の提出、書証の申出といった基本的な訴訟行為がオンラインにより幅広く行われることになることが見込まれ、訴状等の書類の提出費用は、ごく一般的に必要とされる種類の行為に要した費用とはいえなくなるなどとして、訴状等の作成及び提出の費用を民事訴訟の費用の対象とせず、出えんした者の自己負担とすることが提案された。

これらの提案については、現状、訴訟費用額の確定手続の利用が極めて低調であるところ、手続の合理化が図られ、手続の利用が促進され得るなどとして、賛成する意見があった。

他方、当事者等又は代理人の旅費等につき、ウェブ会議等を用いて口頭弁論の期日等に関与することができるものとされたとしても裁判所の期日に現実に出席するのが原則の姿であると考えらるべきであるから、現行法の規律を維持するべきであるとの意見があった。また、訴状等の書類の作成及び提出の費用についても、訴状等の作成費用の有り様については今後変化が生じるとは考えられないことなどからすると、現行法の規律を維持するべきとの意見があった。

- (2) 意見募集では、当事者等又は代理人の旅費等について、ウェブ会議等による手続と現実に期日に出頭する手続とを対等に取り扱うべきとの見地等から、民事訴訟の費用の対象としないものとすべきとの意見がみられ、訴状等の作成及び提出費用について、インターネットを用いて訴状等を提出することとした場合には、用紙代、印刷代は不要となることも踏まえ、民事訴訟の費用の対象としないものとすべきとの意見がみられた。他方、当事者等又は代理人の旅費等、訴状等の作成及び提出費用の双方について、IT化後もこれらの費用が一切なくなるわけではなく、現行の規律を維持するべきとの意見がみられた。

## 2 検討

- (1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果においては、当事者等又は代理人の旅費等、訴状等の書類の作成及び提出費用の双方について、IT化後も現行の規律を維持し、償還の対象として認めるべきであるとの意見が相当数みられたところである。
- (2) 現行法における当事者等又は代理人の旅費等についての規律をIT化後も維持することとした場合、現実の出頭をした場合と、ウェブ会議等の方法により手続に関与した場合とでは、償還の対象となる費用が異なるものとなり得る。すな

わち、ウェブ会議等の方法により手続に関与した当事者は、現実に裁判所等に出頭していない以上、旅費や宿泊費を相手方に対し償還請求することはできないのに対し、現実に出頭した当事者は、旅費や宿泊費を相手方に償還請求し得ることとなる。このような費用負担の有り様が、当事者間の公平という観点からみて相当といえるのか、という観点からの検討は必要なように思われる。しかしながら、部会においても指摘がみられたように、ウェブ会議等の方法による手続の関与については一定の要件が求められていることからすると、現実に出頭する方法により手続に関与するか、ウェブ会議等の方法により手続に関与するかの選択が当事者の純粋な任意に委ねられているとは必ずしもいえないところである。そうであれば、現実に出頭する方法により手続に関与したことにより生じた出費については、IT化後においても、なお、一般的に手続の追行上やむを得ないものとみて、民事訴訟の費用の対象とする現行の規律を維持すべきとも考えられる。

- (3) 訴状等の書類の作成及び提出の費用についても、IT化後においては、インターネットを用いて訴状等を提出した当事者と、書面を用いて訴状等を提出した当事者とで、現実に生じる出費の内容が異なるものとなり得るところであり、インターネットを用いて訴状等を提出することを想定して設けられたものではない現行の規律を維持することとした場合、当事者間の公平という観点から問題がないかについての検討が必要なように思われる。この点については、IT化後において現実に生じる出費の実態に即した新たな規律に改めることも考えられるものの、訴状等の作成及び提出の費用については、平成15年改正において、書類の作成及び提出に関して一般的に最低限度必要と認められる額について、利用者の便宜の観点からの定額化が図られているところであり、現行の規律を維持したとしても、IT化後の当事者間の公平を損なうものにはならないとも考えられる。
- (4) 以上を踏まえ、当事者等又は代理人の旅費等並びに訴状等の書類の作成及び提出の費用については、いずれも現行の規律を維持するものとするので、どうか。

#### 4 費用に関するその他の論点

- (1) 書面を用いた申立て等をする当事者から、裁判所において当事者が提出した書面を電子化し訴訟記録の一部とする役務の対価として、手数料（以下「書面電子化手数料」という。）を徴収することについては、インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合に関する議論と併せて、引き続き検討することとしては、どうか。
- (2) 裁判所のシステムを通じて提出された送達すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない者に対して送達する場合の取扱いについては、現行の法令の下における取扱いと同様に、当該電子書類を提出する当事者において書面への出力を行い、裁判所に提出することとし、その具体

的な規律については、最高裁判所規則に委ねることで、どうか。

裁判所のシステムを通じて提出された送付すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない者に対して送付する場合の取扱いについても、同様に、当該電子書類を提出する当事者において書面への出力を行い、裁判所に提出（直送の場合は相手方に送付）することとし、その具体的な規律については、最高裁判所規則に委ねることで、どうか。

- (3) 事件係属中の当事者を含め、裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等を請求する者から、当該端末を使用する対価を徴収することについて、どのように考えるか。

○中間試案第1

3 訴訟記録の電子化

(1)(2) 略

(注1) 略

(注2) 本文1における甲案、乙案及び丙案のいずれの場合においても、裁判所に書面を用いた申立て等をする当事者からは、当事者が提出した書面を電子化し訴訟記録の一部とする役務の対価として、手数料を徴収することについても、引き続き検討するものとする。

○中間試案第3

1 システム送達

(1)～(4) 略

(注1) 略

(注2) 裁判所のシステムを通じて提出された送達すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない当事者等に送達する場合の取扱いについては、提出当事者が当該電子書類の出力を行って裁判所に提出した書面によってするものとする考え方と、裁判所が自ら書面への出力を行った上でこれを送達するものとする考え方とがある。また、提出当事者において、送達に用いる書面につき、①自ら出力した書面を用いるか、②一定の手数料を納付することにより裁判所が出力した書面を用いるかを選択することができるものとする考え方がある。

(注3) 略

(注4) 略

○中間試案第4

1 当事者の相手方に対する直接の送付

略

2 裁判所の当事者等に対する送付

略

(注) 当事者が裁判所のシステムを通じて提出した送付すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない相手方に送付する場合の取扱いについては、提出当事者が直接の送付をするものとする考え方と、裁判所の送付によるものとする考え方があり、そのうち裁判所の送付によるものとする考え方を採る場合の取扱いについては、提出当事者が当該電子書類の出力を行って裁判所に提出した書面によってするものとする考え方と、裁判所が自ら書面への出力を行った上でこれを送付するものとする考え方とがある。また、提出当事者において、裁判所の送付に用いる書面につき、①当事者自ら出力した書面を用いるか、②一定の手数料を納付することにより裁判所が出力した書面を用いるかを選択することができるものとする考え方がある。

○中間試案第12

1 裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等

略

(注1～注3) 略

(注4) 事件係属中の当事者を含め、裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等を請求する者からは、当該端末を使用する対価を徴収することについても、(対価を徴収する場合にそれを手数料として徴収するか否かも含め) 引き続き検討するものとする。

(説明)

1 書面電子化手数料 (本文(1))

意見募集の結果においては、書面電子化手数料を徴収することの当否につき、当事者がインターネットを用いてする申立て等が義務付けられている者か否かに着目し、その点に関する検討を踏まえた意見が相当数みられ(部会資料17第1の3注2参照)、第13回会議においてこの論点について調査審議がされたところ、新たな意見はみられなかった。

そこで、書面電子化手数料の徴収の当否等については、インターネットを用いて申立て等をする者と書面を用いて申立て等をする者との費用負担の公平、現行法における民事訴訟の利用者の費用負担との関係等の観点を踏まえつつ、インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合に関する議論と併せて、引き続き検討することとしては、どうか。

2 書面による送達ないし送付を行う場合の取扱い (本文(2))

(1) 部会のこれまでの議論

これまでの部会及び中間試案においては、①通知アドレスの届出をしていない

者に対してインターネットを用いて提出された送達すべき電子書類を送達する場合、②通知アドレスの届出をしていない者に対してインターネットを用いて提出された送付すべき電子書類を送付する場合の取扱いについて、書面への出力を行う主体や当該出力に係る費用負担の在り方等について、あり得る考え方を提示していた（中間試案第3の1注2及び同第4の1・2の注、部会資料17第3の3(2)及び同第4の2）。

部会では、意見募集の結果も踏まえ、第13回及び第14回の会議において、この論点について調査審議がされた。

## (2) 検討

ア この論点についての部会の議論は、まず、送達ないし送付に用いる書面の出力を行う主体について、①現行の法令の下における取扱いと同様に、提出当事者において書面の出力を行うべきとする意見と、②今般の民事裁判手続のIT化に伴い、裁判所において書面の出力を行うべきとする意見とに大きく分かれた。

そして、①の意見においては、出力の主体を裁判所とする制度への変更を行うこととした場合の裁判所の負担が、訴訟制度の運営に過度の影響を与えない範疇にとどまるのかについて疑問があるとの指摘、IT化の究極的な目的は質の高い紛争解決が迅速にもたらされることにあると考えられるところ、裁判所の事務負担の増加によって裁判の迅速が損なわれることが懸念される、あるいは、裁判所の人的資源の有効活用という観点からしても疑問がある、などの指摘がみられた。他方、②の意見においては、従前から指摘のあった裁判所のシステムを利用する当事者の利便性向上の観点や、送達ないし送付に用いる書面と裁判所のシステムにアップロードされた電子データとの同一性を担保する必要性の観点からの指摘のほか、訴状の送達の場面については、訴状審査後の速やかな被告への送達を実現するためにも、裁判所において出力することが合理的であるなどの指摘がみられた。

イ この論点を費用負担の在り方という観点からみると、現行の法令の下においては、送達ないし送付に用いる書面の取扱いについては、当事者が自ら当該書面を用意し、裁判所に提出する（準備書面等については相手方に直送する）建前とされており、これに要する費用については、例えば訴状であれば原告、準備書面であれば当該書面の提出当事者が一次的に出えんすることとされている。そして、当該費用については、その一部が、訴状その他の申立書等の書類の作成及び提出の費用（費用法第2条第6号）に包含されているものとみられ、法令において定められている限度において相手方への償還の対象となり、当該費用を事件の当事者のいずれの負担とするかについては、訴訟費用の負担の定め（民事訴訟法第61条等）に従って決せられる。

今般のIT化に伴い、これらの現行の法令における取扱いをどこまで変容させることが許容されるか、あるいは相当かという観点からみたとき、部会の議論においては、送達ないし送付に用いる書面を裁判所において出力すべきとの意見の中にも、当事者が費用を負担する現行法令の下における取扱いを変更して国庫の負担とするまでの政策変更を行うべき状況にあるとまではいえない旨の意見がみられたところである。

ウ この点、少なくとも民事訴訟制度が、オンライン利用に全面的に移行するまでの過渡期においては、当事者の一方のみがオンラインを利用するという事態が相応に見込まれる。現行の取扱いを改め、裁判所において送達ないし送付に用いる書面を出力する規律を設けることの当否を検討するにあたっては、当該出力の費用を当事者、国庫のいずれの負担とするかにかかわらず、IT化後の民事訴訟の運用において、実際どの程度の書面の利用が行われるのかという実態を踏まえることなしには、前記アの①の意見において示されている疑問ないし懸念に応答するための検討や、出力の費用を当事者において負担することとした場合の法制の検討の前提を欠くように思われる。上記に述べた過渡期における書面の利用の実態については、現時点において、見通せる状況にはない。一方で、送達ないし送付に用いる書面を裁判所において出力すべきとする前記アの②の意見の根拠として挙げられている、当該書面と裁判所のシステムにアップロードされた電子データとの同一性を担保する必要性の観点については、今後の裁判所のシステムの構築における技術的課題として位置付けることも可能なものである。また、裁判所のシステムを利用する当事者の利便性向上の観点については、直送制度の合理化を図ることによっても、一定程度実現することが可能とも思われる。

以上を踏まえ、送達ないし送付に用いる書面を用意する主体を当事者から裁判所に変更することの当否については、IT化が実現した後の民事訴訟の実態を踏まえた将来の課題と位置付けることとして、本部会においては、本文のとおり、現行の取扱いを基本的に維持し、電子書類を提出する当事者において書面の出力を行い、裁判所に提出（直送の場合は相手方に送付）することを前提に、その具体的な規律については、最高裁判所規則に委ねることとしては、どうか。

### 3 裁判所に設置された端末を使用する対価（本文(3)）

#### (1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

これまでの部会では、訴訟記録の閲覧等をする当事者において、裁判所に設置された端末を無償で利用することができることとするならば、費用を負担して裁判所外の端末から閲覧等をする者との間で不公平が生じるとして、現行法上の訴

訟記録の閲覧等の手数料とは別に、事件係属中の当事者を含め、裁判所に設置された端末の利用料金として一定の手数料を徴収すべきであるとの意見が出された。これに対しては、裁判所に設置された端末の使用を求める者に存する事情等を踏まえた検討が必要である旨の指摘があった。

意見募集では、裁判所に端末を設置し、維持管理するには、相応の費用及び事務負担が生ずるところ、裁判所に設置された端末を使用する者は端末を一定の間占有するという利益を受けるのであるから、国が受益者からその対価を徴収することには合理性がある、あるいは、裁判所に設置された端末を無償で利用できるとすると、これをいたずらに独占する者が出てきて、他の者による利用に支障を来すおそれがあるとして、裁判所に設置された端末を使用する対価を徴収することに賛成する意見があった。他方で、現行法における訴訟記録の閲覧等の手数料とは別途に端末の使用料を徴収することは、司法サービスの低下につながるおそれがある、あるいは、民事裁判手続のIT化により新たに生ずるコストは司法サービスの一環として国費によるべきであるなどとして、裁判所に設置された端末を使用する対価を徴収することに反対する意見があった。その他、現行法においては訴訟記録の閲覧等が無償とされている事件係属中の当事者とそれ以外の者とを区別した上で検討する必要があるとの意見もあった。

## (2) 検討

部会のこれまでの議論及び意見募集の結果を踏まえると、裁判所に設置された端末を使用する対価を徴収することの当否を検討するに当たっては、①IT化により新たに生じる端末の設置や維持管理のコストを、利用者と国との間でどのように分配すべきか、②裁判所外の端末から閲覧等をする者が相応の費用負担をしている一方で、裁判所の設置端末を利用する者について、その利用を無償とすることについて、公平の観点からどのようにみるべきか、といった点からの検討を要するものと思われる。

その上で、事件係属中の当事者については、それ以外の第三者とは異なり、手続追行のために訴訟記録を閲覧・謄写する必要性が存する点を踏まえる必要もあると考えられる。

以上を踏まえ、裁判所に設置された端末を使用する対価を徴収することについて、どのように考えるか。